

【令和7年度】道路・河川の維持作業報償金について

市が管理する「道路」及び「河川」の簡易な維持作業を、地域ぐるみの社会奉仕活動として行う団体に対し報償金を交付するものです。

対象となる維持作業は次のとおりです。

- (1) 道路の路面及び法面の草刈り、側溝の土砂の撤去清掃
- (2) 河川の法面の草刈り及びたい積土砂の撤去清掃

(注) 次のような作業は報償金の交付の対象となりません。

- ◆空地・公園・ため池・用水路の草刈り、清掃、この施設のごみ等の収集作業
- ◆個人又は団地から排出した汚泥の処理のための作業
- ◆作業時間が2時間に満たない作業（作業時間は、準備から片づけまでの一連の時間とします。）

1 申請方法

※最新の様式を使用してください。(R7年度の様式は前年度と異なります)

年度内に「道路・河川の維持作業」を計画している団体は、次の書類を提出してください。また、地域や自治会等の集合体の単位で申請してください。

- (1) 報償金交付申請書・・・様式①

※裏面に作業場所の位置図を記入

- (2) 団体届出書・・・様式②

- (3) 団体構成世帯名簿・・・様式③

※1世帯1名の氏名・住所を記入

※地域の事業所が参加する場合は、1事業所を1世帯として、事業所の名称・所在地を記入してください。

申請書類は4月18日(金)
までに提出してください。

(注) 配布・貸出できる資材があります。事前に問い合わせ先へご連絡ください。

(a)土のう袋(大・小)、(b)側溝のフタ上げ機、(c)飛び石防止ネット(R7より開始)

(d)ラチェットレンチ

※(b)(c)(d)は数に限りがあるため先着順となります

2 対象となる作業の回数

報償金の交付対象となる作業は、「道路」は年2回、「河川」は年1回までです。

他の団体(国・県・市の別の課等)から、補助金や助成金を受けられる場合、重複してこの報償金制度を利用することはできません。

3 実績報告

※最新の様式を使用してください。(R7年度の様式は前年度と異なります)

「道路・河川の維持作業」を実施した団体は、次の書類を提出してください。

- (1) 実績報告書・・・様式④

※裏面に(3)の写真を貼付ける

- (2) 作業実施者名簿(原本)・・・様式⑤

- (3) 作業中・作業後の写真・・・各1枚

実績報告書は、作業実施後20
日以内に提出してください。

- ◆「実績報告書」は、実施者の重複、作業時間の記載間違いや記入漏れに注意してください。
- ◆「作業実施者名簿」は、必ず、実施者がボールペン等で氏名・住所(地番まで)を自署した原本を提出してください。(鉛筆・シャープペン等で記入しないでください。)
- ◆地域の事業所から参加された場合についても、「作業実施者名簿」には、当日参加された実施者の氏名・住所を記入してください。
- ◆中学生以下は、報償金交付対象外です。作業実施者名簿の右端に○印をつけてください。

4 報償金額

報償金額は、作業時間により作業を区分し決定しています。

作業区分	作業内容	報償金額
A作業	4時間以上の作業	760円／人
B作業	2時間以上4時間未満の作業	380円／人
写真代	実績報告書=1件	300円／件

◆対象作業1回あたりの「作業実施者数」が当該団体の「団体構成世帯数」を超えるときは、「団体構成世帯数」を上限として報償金を交付します。

5 土砂・草とごみ等の処理について

各団体で処理をお願いしておりますが、処理ができない場合は市が回収して処理します。作業実施後に土砂・草とごみ等の回収・処理を市に依頼する場合は、必ず、集積場所と数量（袋数）を市担当課まで、ご連絡ください。

◆ご連絡から撤去までは、1週間程度の期間を要しますのでご理解をお願いします。

また、次のことを遵守してください。

- (1) 報償金交付申請書（様式①）裏面に「集積場所」を必ず図示してください。
- (2) 土砂・草・ごみ等は分けて集積してください。（袋詰にご協力をお願いします。）
- (3) 集積場所は、必ず支障のない場所にしてください。

ゴミステーション付近は、家庭ごみ収集の支障になる場合があるため、できるだけ集積場所を選定しないでください。

やむを得ずゴミステーション付近を集積場所とする場合は、ゴミステーションの中には入れないでください。

6 報償金の支払いについて

実績報告書提出後、市で内容を確認し報償金を支払うまで、1ヶ月程度を要します。

口座振替の通知は行いませんので、申請書提出時に届け出た口座の通帳を記帳し、入金の確認をお願いします。

7 見舞金制度について

道路・河川の維持作業報償金の交付申請をされた団体が実施する作業における事故に対応するため、傷病補償保険と賠償責任保険に加入しています。

万一事故が起きたときは、団体の責任者は、問い合わせ先の地区担当課へ事故内容をご連絡ください。

【問い合わせ先】

各様式は、建設部維持課・各支所・出張所にあります。

建設部維持課	082-420-0949
黒瀬支所 産業建設課 建設維持係	0823-82-0214
福富支所 地域振興課 産業建設係	082-435-2302
豊栄支所 地域振興課 産業建設係	082-432-4160
河内支所 産業建設課 建設維持係	082-437-2901
安芸津支所 産業建設課 建設維持係	0846-45-1623